

岩手県監査委員告示第28号

包括外部監査結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第15号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月7日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 外部監査の種類

令和2年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

スポーツ振興に係る財務事務の執行について

3 監査委員告示

令和3年3月5日付け岩手県監査委員告示第15号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

令和2年度包括外部監査の結果に係る措置状況について 令和4年5月9日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

ア 実績報告と業務従事実態の整合性

岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者の県営スポーツ施設において、配置人員と人件費の対象人数に差異が生じているものがある。事業団の業務報告の適切性の観点から、当該差異の妥当性が問題となる。この点につき、県の説明によると、事業団において総務課の共通人件費を配賦する際に人件費が多い施設に1名ずつ計上したものである、とのことであるが、「総務課1名」は各施設に配置された人員ではないため、施設管理の実態に基づく人件費の実績報告が行われているとは認められない。

イ 協定書間の整合性

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る設計・施工協定とPFI契約書を比較すると、双方に記載されている建設費に差異が生じており、設計・施工協定と比較してPFI契約書の建設費の金額が大きいため、当該差異の適切性が問題となる。支出時期が令和5年度以降であっても、経費負担協定（及びPFI契約書）と設計・施工協定には齟齬が生じていると考えられる。経費負担協定では建設費のうち4割が県負担とされており、割賦手数料相当額は建設費に準じた取扱いとするのが合理的と考えられるため、設計・施工協定に記載されている県負担額が23,630,439円（差異59,076,099円×県負担率40%）過小になっていると考えられる。

ウ 収益事業に対する補助

補助事業者である岩手県体育協会の会計処理上、補助金収入のうち1,095,000円が収益事業に充当されているため、補助対象に公益上の必要性が認められるかどうか問題となる。県体育協会において一定の会館施設賃貸事業収益（令和元年度は805千円）があるため、収益事業分の改修費用を収益事業で賄えないといえるか疑問である。収益事業に見合う会館改修工事は収益事業の財源で賄う性質のものと考えられるため、収益事業に対する補助に公益上の必要性は認められず、補助金の交付として不適切である。

エ 補助金審査の十分性（旅費に係る源泉徴収誤り）

県では「いわて競技力向上事業費補助金交付要綱」を定めているほか、岩手県体育協会において「2019年度版選手強化事業費補助金事務マニュアル」を作成しているが、補助金交付事業のサンプル調査を行ったところ、宿泊費の領収書（写し）

が競技団体宛てではなく指導者の個人宛てになっている事例が検出された。

県の説明によると、実際には指導者が負担しているため、宿泊費も指導者に現金支給している、とのことであるが、実態と異なる実績報告がなされており、また、宿泊費に係る源泉徴収が行われていない。

オ 補助金審査の十分性（謝金に係る源泉徴収の未確認）

旅費・謝金の支出の実在性確認を支出先からの受領印によっている現在の補助金審査の実施方法を考慮すると、源泉徴収に係る納付書等の確認は、旅費・謝金の支出の実在性確認を補完する有効な手続と考えられる。実績報告を求めながら、根拠資料を確認しないことは補助金審査として不十分である。

カ 補助金審査の十分性（経費明細の未確認）

補助金交付事業の中から、支出に係る確認資料は領収書のみで、経費明細を未確認の事案が検出された。これらは比較的多額の支出であり、経費明細を確認していないと以下のような補助対象経費の適格性を判断できないため、補助金審査として不十分である。

(ア) 二重請求の有無

(イ) 取引条件等の妥当性。特に、同じ競技団体との取引が多い支出先は、取引条件等の妥当性に注意を要すると考えられる。

キ 補助金審査の十分性（補助対象範囲の逸脱）

補助金交付事業の中から、競技団体宛てではなく、選手個人宛ての領収書の事案が検出された。補助金事務マニュアルでは「領収書の宛名は、各事業の補助金申請者の名前（各競技団体・指定クラブ名）と合致すること」としているため、選手個人宛ての領収書に係る経費まで補助対象に含めるのは不適切である。

ク 指定管理者の区分経理

県と指定管理者の間で締結している協定上、管理運営に関する会計処理については、指定管理者が行う他の事業と独立した区分経理としなければならないとされている。事業団の内部管理資料と県報告資料の間に差額が生じているため、事業団における指定管理者の区分経理の適切性が問題となるが、事業団の内部管理資料（財務会計システム帳票）と県報告資料（実績報告）の差額に関する記録が整備されていないこと、主な差額である法人共通経費の各施設への按分基準の根拠が不明確である点などを考慮すると、事業団における指定管理者の区分経理は不適切である。

ケ 預り金の管理

岩手県スポーツ振興事業団は、団体の資金を保管しているが、事業団の財務諸表上、預り金として処理されていない。会計処理の適切性の観点から、事務局として事業団が各団体の資金を管理している以上、当該資金は事業団の「その他保管金」に該当すると考えられる。よって、当該保管金を事業団の預り金として処理していないことは事業団会計処理規程に反している。

コ 県と実行委員会との契約関係

負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった実行委員会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が実行委員会に支出する負担金の契約関係が問題となる。以下の点を考慮すると、県とRWC実行委員会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切である。

(ア) RWC実行委員会は、県以外の構成者（釜石市、各団体等）が存在するため、契約書作成を省略できる「官公署」に該当するか疑問であること

(イ) 県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと

サ 団体の事務手続・処理（源泉徴収漏れ）

RWC実行委員会では、令和元年度に旅費・謝金等に係る源泉徴収対象取引（救護所での通訳謝金）が生じているが、源泉徴収が行われていなかった。通訳謝金が源泉徴収対象（所得税基本通達204-6）である点との整合性が明らかではないため、源泉徴収が必要であったと考えられる。

(2) 措置内容

ア 実績報告と業務従事実態の整合性

岩手県スポーツ振興事業団に対し、施設管理の実態に応じた実績報告となるよう、合理的な基準で人件費の会計処理を行うよう指導し、業務委託の完了確認の際、会計処理の状況を確認することとした。

イ 協定書間の整合性

経費負担協定と設計・施工協定との金額の差異を整理するため、盛岡市と協議の上、設計・施工協定の対象外としていた割賦手数料の負担額について、その金額の確定後に締結する予定である協定書において定める旨の覚書を締結した。

ウ 収益事業に対する補助

岩手県体協に対し、補助金の各会計への配分見直しを行うよう指示し、岩手県体協では、会計事務所や公益法人指導担当課に相談のうえ、収益事業会計を除く会計（公益目的事業会計、法人会計）へ補助金の配分見直しを行った。

エ 補助金審査の十分性（旅費に係る源泉徴収誤り）

令和3年度に「補助金に係る事務取扱い」の一部改正を行い、宿泊費に係る源泉徴収の取扱い及び事業実施後に納税したことがわかる書類（国庫金納付書の写し）の添付を求めることとした。この内容を岩手県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させるとともに、岩手県体育協会が競技団体の会計担当者を対象として開催した会議（令和3年3月）において、適正な手続きを行うよう周知徹底した。また、今後の補助金審査手続きの整理を行うとともに、昨年度の補助金支出に係る源泉徴収の可否を税理士に確認の上、整理することとした。

オ 補助金審査の十分性（謝金に係る源泉徴収の未確認）

令和3年度に「補助金に係る事務取扱い」の一部改正を行い、源泉徴収を行った場合、事業実施後に納税したことのわかる書類（国庫金納付書の写し）の添付を求めることとした。また、この内容を岩手県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させるとともに、令和3年3月25日に競技団体の会計担当者を対象に岩手県体育協会が開催した会議において周知・徹底を行った。

カ 補助金審査の十分性（経費明細の未確認）

令和3年度に「補助金に係る事務取扱い」の一部改正を行い、事業実施（領収書）内容を補完するため、領収書の添付書類として内訳がわかる書類（明細書等）の添付を求めることとした。また、この内容を岩手県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させるとともに、令和3年3月25日に競技団体の会計担当者を対象に岩手県体育協会が開催した会議において周知徹底を行った。

キ 補助金審査の十分性（補助対象範囲の逸脱）

令和3年3月25日に岩手県体育協会が競技団体の会計担当者を対象として開催した会議において、補助金事務マニュアルに定めたとおり取り扱うよう周知徹底を行った。また、県においても、領収書のあて名等に誤りがないか、実績報告時の確認を徹底することとした。

ク 指定管理者の区分経理

事業団に対して管理運営に関する会計と、指定管理者に関する会計をより明確に区分して会計処理を行うよう指導し、事業団において、管理業務報告書と財務諸表間の差額について記録を整備することとした。

ケ 預り金の管理

岩手県スポーツ振興事業団が事務局を担っている任意団体の位置付けを整理し、事業団の会計と明確に区別することとした。

コ 県と実行委員会との契約関係

RWC実行委員会は既に解散しているため、本事案での改善は困難であるが、監査人の意見を踏まえ、文化スポーツ部オリリンピック・パラリンピック推進室で所管しているいわて・かまいラグビーメモリアルイベント実行委員会への負担金については、負担金の支出に係る契約を締結したうえで支出した。

サ 団体の事務手続・処理（源泉徴収漏れ）

謝金の支払相手方に連絡の上、令和3年6月1日付け文書で所得税の修正申告手続を依頼した。